

特定個人情報・保有個人情報安全管理措置策定及び
情報セキュリティポリシー実施手順策定支援業務
仕様書

1 業務の目的

本業務は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）において個人情報に係る事務が適正に実施されるよう、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）のガイドライン類に準拠した個人情報の適正な取扱いに係る管理体制の構築、安全管理規程の策定を行う（以下「安全管理措置実施マニュアル」という。）とともに、本組合情報セキュリティ基本方針及び総務省による「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等に準拠した実施手順を、安全管理措置実施マニュアルと一体的に策定し、個人情報の安全管理措置と整合性のとれた情報セキュリティの強化に資することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報保護法が改正された。

改正に伴い、令和5年4月19日から、各自治体（一部事務組合を含む）には、個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられている。

これら安全管理措置実施マニュアルの策定に加え、令和8年3月30日に策定された本組合情報セキュリティ基本方針及び上記総務省発出のガイドラインに準拠した実施手順を一体的に策定し、個人情報及び情報資産の保護のため以下業務を行う。

（1）個人情報安全管理措置の現況確認及び庁内管理体制の確立支援

組織における個人情報安全管理措置の現況を確認するとともに、個人情報の取扱いに係る組織の責任体制及び役割分担を確立の支援を行う。

（2）実施要領の決定と組織体制の確立

本業務の推進にあたり、業務内容、業務の進め方、双方の役割分担及び進行管理を可能とする工程表を含む業務実施要領を作成する。また、組織の役割及び責任体制を明確にし、情報セキュリティ推進担当者を設置する。

(3) 特定個人情報・保有個人情報安全管理措置要綱の策定支援

以下の内容を含む個人情報安全管理措置要綱案を提示する。

【目次案】

管理体制、教育研修、職員の責務、保有個人情報の取扱い、情報システムにおける安全の確保等、情報システム室の安全管理、保有個人情報の提供、個人情報の取扱いの委託、サイバーセキュリティの確保、漏えい等の安全管理上の問題への対応、監査及び点検の実施等

(4) 情報セキュリティ基本方針の精査

本組合にて策定した情報セキュリティ基本方針を、環境変化への対応の観点から精査を行い、必要に応じて組織の情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示す基本方針として改定する。

(5) 情報セキュリティ対策基準の策定

情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティインシデントへの対処を含んだ組織共通の情報セキュリティ対策基準の策定を行う。

(6) 情報セキュリティ実施手順と特定個人情報及び保有個人情報安全管理措置マニュアルの一体的策定

情報セキュリティ基本方針、対策基準を踏まえた情報セキュリティ実施手順と特定個人情報及び保有個人情報安全管理規程のマニュアルをそれぞれの整合を図りながら、一体的に実施手順案（マニュアル案）として策定する。

(7) 教育研修に関する支援

作成した情報セキュリティポリシーの内容を周知するとともに理解を深めるための職員研修を実施する。（1～2時間×2回）また、安全管理措置についての内容で構成される e-learning を納品することとし、委託者の個人情報保護レベルの底上げを目指すものとする。（e-learning の ID 数は委託者と受託者において別途協議することとする。）

4 成果品

本委託業務に係る成果品は次のとおりとする。

(1) 個人情報安全管理措置要綱案 データー式

(2) 情報セキュリティ対策基準 データー式

(3) 保有個人情報・特定個人情報安全管理措置・情報セキュリティの一体的な実施手順

- (4) 職員研修資料 データー式
- (5) 安全管理措置についての内容で構成される e-learning 一式

5 知的財産権

- (1) 契約書及び契約約款の規定にかかわらず、次の各号に掲げる本件業務又は納入物件に関連する特許権又は実用新案権及びこれらを受ける権利、著作権、商標権、その他一切の知的財産権については、受託者又は第三者に留保される。
 - ・ 3業務の内容(7)中、研修動画及び研修資料
 - ・ 4成果品中、e-learning
- (2) 本仕様書の定めは、契約書及び契約約款に優先して適用される。

6 その他

- (1) 業務スケジュール及びこの仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議しながら行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていることを必須とする。
- (3) 受託者は、普通地方公共団体又は一部事務組合から、安全管理措置におけるマニュアルと情報セキュリティポリシーの実施手順を一体的に策定した業務実績が3件以上あることを必須とする。